

近畿ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画骨子（たたき台）

○本たたき台は、

- ・「災害廃棄物対策指針」（平成 26 年 3 月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）
- ・「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」
（平成 27 年 11 月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）
- ・「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画第一版」
（平成 28 年 3 月 30 日、大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会）

等を踏まえて作成したもの。

○「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」には、地域ブロックにおける行動計画の策定に当たっては、まず基本的な事項を定め、具体的な検討や運用を通じて得られる新たな知見をふまえて、段階的に充実をしていくとされている。このため、図上訓練等の今年度の事業を通じて内容を検討し、次回協議会において基本的な事項を定めた行動計画の具体について検討することとしたい。（次年度以降も引き続き見直しを行い、内容を充実していく予定。）

総論

I 行動計画の必要性

1 行動計画の目的

- ・ 災害対策に係る国の司令塔機能を強化
- ・ 国、地方自治体及び民間事業者の連携・協力、役割分担の責務を明確化
- ・ 大規模災害の発生後も適正処理を確保するための処理の方針の明確化

2 行動計画の基本的な考え方

- ・ 本行動計画は、広域的な対応が必要とされる大規模災害に対応するため協議会を構成する各主体が実施・調整する災害廃棄物対策を体系的・総合的に示す
- ・ 阪神淡路大地震、東日本大震災の経験を生かし、近畿ブロックにおいて発生が予想される大規模災害に対する広域的な取組に焦点を絞った計画とする
- ・ 災害予防（被害抑止・被害軽減）に重点を置くとともに、発災後の時期区分を災害応急対応、災害復旧・復興対策別に分けた構成とする
- ・ 各主体の役割を明示することにより、府県や市町村の一層の災害廃棄物処理の取組を促し、近畿ブロック全体の災害廃棄物処理体制を万全のものとする

II 近畿ブロックで想定される大規模災害

- ・ 近畿ブロックにおける府県を跨ぐ災害（南海トラフ地震 L1、L2、上町断層帯地震等）

III 近畿ブロック協議会の位置づけ

1 近畿ブロック協議会の構成

2 近畿ブロック協議会の役割

- (1) 平時における役割と取組（情報共有、対策検討、訓練等）
- (2) 災害発生時における役割（支援、受援）

IV 行動計画の見直し・拡充

各論

I 被害想定

- 1 南海トラフ地震
- 2 直下型地震
- 3 大規模風水害

II 災害への備え

1 平常時からの連携

- (1) 関係機関・団体等との連携、協定等
- (2) 構成府県・市町村との連携
- (3) 他の広域ブロック等との連携
- (4) 専門家・防災研究機関等との連携

2 平常時からの情報の共有

3 防災・減災事業の展開

- (1) 災害対応体制の整備
- (2) 訓練・研修の実施
- (3) 住民に対する災害廃棄物対策の意識向上

III 災害への対応

1 連携体制の全体像

2 初動対応手順

- (1) 初期対応時の広域連携手順
- (2) 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣
- (3) 支援・受援体制の確立

3 本格（復旧・復興前期）対応時における支援・受援対応手順

- (1) 情報の収集・提供
- (2) 支援車両・機材の需給調整及び応援要員の派遣・受入調整
- (3) 災害廃棄物の広域処理の受入調整
- (4) ボランティアの活動促進

4 対応完了（復旧・復興後期）対応手順

- (1) 被災自治体の復興業務への支援
- (2) 人材派遣

5 災害廃棄物処理のシナリオ

（想定：南海トラフ地震・津波災害、上町断層帯地震災害など）